

# 「税務相談センター」を ご利用の皆様へ

当相談センターは、税理士がその職能を活かした税務専門サービスの提供により地域社会に貢献し、併せて税理士制度の有用性を広く社会に知っていただくため、近畿税理士会の対外PRとして行っております。

- ・税理士には税理士法により守秘義務が課せられており、将来にわたり、相談内容を他に洩らすことはありません。安心してご相談ください。
- ・当相談センターでの税務相談の相談時間は約30分で、回答は一般的な範囲で行います。また資料不足などで、必ずしも十分な回答ができない場合がありますので、ご了承ください。
- ・当相談センターでは所得税や相続税その他、申告書等の作成は一切行いません。ご了承ください。

特に相続税については、当相談センターでは口頭での簡易な相談であり、個別具体的な内容についての相談並びに試算及び検算等は行っていませんので、ご了承ください。